

令和 5 年度名古屋市教育委員会第43号議案

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

教育委員会規則等の規程を公布する際、現行の取扱いでは市役所の掲示場に掲示することとしていますが、本市のデジタル化の更なる推進と行政事務における業務効率化を図るため、公布手続を見直します。

市長部局においても、規程の公布手続を、原則として「市役所の掲示場での掲示」から「名古屋市公報への掲載」に改めることから、教育委員会においても同様の取扱いとするものです。

2 施行期日

令和 6 年10月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 6 年 3 月22日提出 総務部総務課)



名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会公告式規則（昭和25年名古屋市教育委員会規則第10号）
の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 2 条 （略） 2 規則の公布は、 <u>市役所の掲示場に掲示 して行</u> う。	第 2 条 （略） 2 規則の公布は、 <u>名古屋市公報に掲載し て行</u> う。 <u>ただし、急施を要するとき又は 災害その他特別の事由により名古屋市公 報に掲載することができないときは、市 役所の掲示場に掲示してこれに代えるこ とができる。</u>

附 則

この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。